

産業別基準の適用に係る論点

2022年3月15日

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 本資料は、ISSBがIFRSサステナビリティ開示基準に含まれる産業別基準を開発する際に本委員会としてコメントを行うため、産業別基準の適用に係る論点について、事務局の分析内容をご説明することを目的としている。
- ❖ 本日はご議論いただきたい事項
 - ▶ 事務局による説明及び分析に対するご意見及びご質問

産業別開示とテーマ別開示の関係

技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）の成果物

	項目	概要
公表済	1 全般的要求事項のプロトタイプ	ISSBが将来検討するサステナビリティ開示に関する全般的な要求事項案をISSBに提供するため、5団体の提案*を改良
	2 気候関連開示のプロトタイプ	ISSBが将来検討する気候関連開示基準案をISSBに提供するため、5団体の提案*を改良
今後公表予定	3 概念のガイドライン	ISSBの初期の基準設定活動を支援するため、マテリアリティ等の概念に関するガイドラインを提供
	4 基準の構造（アーキテクチャ）	基準の構造（全般的要求事項、テーマ別、産業別）や要求事項の構成に関する提言を行う
	5 基準設定のアジェンダを決定するための情報	ISSBの初期の技術的作業計画、リサーチ計画、アジェンダ協議に関する提言を行う
	6 デュー・プロセスの特徴	ISSBの移行時及び安定時のデュー・プロセスにおける検討事項を提供
	7 デジタル化戦略	ISSBの活動当初からのデジタル化戦略を提供
	8 コネクティビティ	IASBとISSBの間のコネクティビティを検討

* CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBがTCFD提言に基づき開発した提案。CDSBは、2022年1月31日に、IFRS財団に統合。IIRC及びSASB（現「価値報告財団（VRF）」）は2022年6月までにIFRS財団に統合予定

産業別開示とテーマ別開示の関係(1)



- ❖ IFRS財団の技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）は、基準を、全般的な要求事項、テーマ別要求事項及び産業別要求事項により構成することを提案
- ❖ 特定の産業に属する企業間の比較を容易にすることから、産業別要求事項の設定を提案
- ❖ 全般的な要求事項のプロトタイプ第37項(a)及び気候関連開示のプロトタイプ第12項(b)（次頁参照）は、企業がどのように重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会を測定しモニタリングするのかが利用者が理解できるようにするため、産業に基づく指標の開示を要求している
- ❖ 産業に基づく気候関連の指標は、11セクター・68産業について設定
- ❖ 産業に基づく気候関連の指標は、基本的にSASB（サステナビリティ会計基準審議会）の産業別分類を踏襲

出典：TRWG「Summary of the Technical Readiness Working Group's Programme of Work」（事務局による翻訳）

産業別開示とテーマ別開示の関係(2)

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
36	<p>指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、企業がどのように企業の重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会を測定し、モニタリングするのかが利用者が理解できるようにすることにある。</p> <p>そのような情報は、これらの論点に関連する企業の進捗及びパフォーマンスを評価する上でサステナビリティ関連財務開示の利用者を支援する。</p>	12	<p>企業は、企業の重要な(significant)気候関連のリスク及び機会の管理に関する企業のパフォーマンスを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>
37	<p>第36項の目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。</p> <p>(a)産業横断的指標 (cross-industry metrics) 、産業に基づく指標 (industry-based metrics) 及び活動指標 (activity metrics)</p> <p>(b)企業の単一又は複数のガバナンス主体 (governance body or bodies) (ガバナンス及び経営の責任を負うボード、委員会又は同等の機関が含まれる) により設定された目標</p> <p>(c)単一及び複数のガバナンス主体が第37項(b)で識別された目標に対する進捗を測定するために用いる他の主要な業績指標(key performance indicators)</p>		<p>この目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。</p> <p>(a)産業横断的指標 (cross-industry metrics) (第13項参照)</p> <p>(b)産業に基づく指標 (industry-based metrics) (付録B参照)</p> <p>(c)気候関連のリスクの緩和若しくはこれへの適応、又は気候関連の機会の最大化のために経営者 (management) により設定された目標</p> <p>(d)ボード又は経営者が第12項(c)で識別された目標に対する進捗を測定するために用いる他の主要な業績指標(key performance indicators)</p>

出典：TRWG「General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype」、
TRWG「Climate-related Disclosure Prototype」(いずれも事務局による翻訳)

事務局による補足

- ❖ 産業別開示の要求事項とテーマ別開示の要求事項の関係について、プロトタイプでは次のように説明されている
 - ▶ テーマ別要求事項は、以下の場合に開発される
 - (1) テーマが資本市場に認知されている
 - (2) 4つの柱に基づいて記述情報ベースの開示の要求事項を設定することが付加価値となる
 - (3) 産業横断的な指標が、実行可能であり、利用可能である
 - ▶ 産業別要求事項は、確立された産業向けに開発される
 - ▶ 産業別要求事項は、テーマ別要求事項を満たすことを支援する特定の要求事項であり、テーマ別要求事項で網羅されていない、すべての他の産業固有の開示テーマをカバーする
 - ▶ SASBスタンダードの11セクター・68産業が、気候以外のテーマに関する指標及び目標においても、維持される（デフォルトになる）のか不明

出典：IFRS財団「Update on the work of the Technical Readiness Working Group」
TRWG「Climate-related Disclosure Prototype」Appendix B

事務局による補足

- ❖ 産業別要求事項に関して、ISSBが解決すべき課題としてTRWGが提言している事項は以下のとおり
 - ▶ 法域固有の規制や基準を引用した指標に対する、国際的な適用可能性
 - ▶ 重複する可能性がある要求事項の整理
 - (1) 例えば、気候変動に関する指標と、水質に関する指標の重複
 - (2) 産業別指標と、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する要求事項の重複
 - (3) 産業別指標と、産業横断的指標との重複

出典：TRWG「Climate-related Disclosure Prototype」Appendix B（事務局による翻訳）

事務局による予備的な分析

- ❖ 全般的要求事項のプロトタイプでは、「IFRSサステナビリティ開示基準が、情報の共通の項目の開示を要求する場合、企業は不必要な重複を避けなければならない」（第63項）ことが提案されている
- ❖ テーマ別開示基準では、当該テーマに関連するガバナンス、戦略、リスク管理のほか産業横断的指標について定め、産業別開示基準は、テーマ別開示基準を満たすことを支援するため主として産業に基づく指標について定めることが想定されるが、要求事項が重複する上記(1)から(3)の部分については、今後ISSBにおいて検討されることが想定される

産業別開示とテーマ別開示の関係(5)

事務局による補足

- ❖ 産業別要求事項とテーマ別要求事項のように、複数の重複する区分の整理については、財務会計におけるセグメント情報でも類似の論点（マトリックス組織の場合の報告の論点）がある
- ❖ 事業セグメントの要件に合致する複数の重複する区分方法があり、いずれも責任を有する管理者を置く場合の組織構造は、マトリックス組織とも呼ばれている。例えば、ある管理者が特定の種類の製品及びサービスについて責任を有する一方で、他の管理者が特定の地域について責任を有し、両者の責任の範囲が重複している企業の組織構造がこれに該当する（IFRS第8号 第10項、企業会計基準第17号 第8項）
- ❖ 米国会計基準においては、製品及びサービスを基礎にする構成単位を事業セグメントの基礎とするとされている（ASC 280-10-50-9）。一方、IFRSにおいては、製品及びサービスを基礎とする構成単位の使用を義務付けることは、マネジメント・アプローチを採用する趣旨から適切ではないとされている（IFRS第8号 BC27項）。日本基準では、企業の業種や経営方針等によっては、例えば、販売地域別の構成単位による情報を重視する場合があります。製品及びサービスを基礎とする構成単位を事業セグメントの基礎とすることは、マネジメント・アプローチを採用した趣旨から適切ではないと考えられるとし、IFRSと同様の考え方を採用した（企業会計基準適用指針第20号 第23項）

		製品別売上				合計
		A製品	B製品	C製品	D製品	
地域別 売上	日本	100	60	50	80	290
	北米	80	80	75	100	335
	欧州	70	100	60	70	300
	合計	250	240	185	250	925

管理が重複する場合、どちらの区分方法に基づきセグメント情報を作成すべきか？

産業別開示とテーマ別開示の関係(6)

事務局による予備的な分析

- ❖ 産業別要求事項とテーマ別要求事項のように、特定の数値等（例えば、売上高）に対して複数の切り口から区分する方法が存在する場合、以下のいずれかの対応が考えられる
 - (1) 要求事項が重複する場合、産業別開示を軸として開示を作成する
 - (2) 要求事項が重複する場合、テーマ別開示を軸として開示を作成する
 - (3) 両者の関係に優劣を設けない（各基準で類似の開示の要求事項が混在する）
- ❖ 企業が複数の事業を有し、財務諸表においてセグメント情報を開示している場合は、セグメント情報におけるマネジメント・アプローチとの整合性の要否の検討が考えられる。すなわち、事業セグメントの単位が産業別を基礎としている場合には、産業別を軸として開示を作成することが考えられる

		産業別			
		農産物	化学	半導体	保険
テーマ別	気候				
	人的資本				
	生物多様性				

← 要求事項が重複する場合、どちらの区分を主軸として、開示を作成すべきか？

◆ プロトタイプにおける産業の識別方法

産業の識別方法(1)

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
41	産業横断的指標、産業に基づく指標及び活動指標（あわせて「指標」という。）は、該当するIFRSサステナビリティ開示基準及び関連する適用ガイダンスに従って定義されなければならない。 企業は、ビジネスモデルにあわせて、また、特定のサステナビリティ関連リスク又は機会に関連させて、企業の活動に適用される産業に基づく指標を開示しなければならない。 一部の企業は活動に幅がある（have a range of activities）ことがあり、そうした企業は複数の産業に適用可能な（applicable）指標を適用する必要がある場合もある。		

出典：TRWG「General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype」（事務局による翻訳）

気候関連開示のプロトタイプ 付録B

1	第12項(b)の要求事項を満たすため、企業は、以下の表を使用しなければならない。これらの表には、産業に基づく開示要求の要約が含まれている。
2	以下の産業別開示要求の要約は、セクター及び産業ごとに整理されている。産業ごとに、気候のリスク又は機会に関連する開示テーマが識別されている。一連の会計指標（accounting metrics）は、各開示テーマに関連している。要求事項の全体は「気候関連開示基準の補足のプロトタイプ：開示要求の技術的プロトコル」で確認できる。当該文書は、産業の説明（industry descriptions）、技術的プロトコル（定義、範囲、適用（implementation）、編集（compilation）、及び表示に関するガイダンスを提供するもの）を伴う指標、及び活動指標（企業の活動規模を定量化し、データを規格化して比較を促進するため会計指標とあわせて使用されることを意図したもの）を含む。
3	以下の開示テーマ及び関連する指標は、産業に基づく活動を参照してリスト化されている。 企業は、ビジネスモデルにあわせて、また、特定の気候関連のリスク又は機会に関連させて、企業の活動に関連性のある（relevant）これらの指標を開示しなければならない。 一部の企業は複数の産業にわたって活動に幅がある（have a range of activities）ことがある。
4	以下のリストは網羅的でない。企業は、企業のビジネスモデルに特有（unique）な気候関連のリスク又は機会に関連して、本基準の要求事項を満たすため、追加的な産業別開示及び主要な業績指標（key performance indicators）を提供する必要がある可能性がある。

出典：TRWG「Climate-related Disclosure Prototype」 Appendix B（事務局による翻訳）

事務局による補足

- ❖ 企業が自らが属する産業を識別する方法について、全般的要求事項のプロトタイプ第41項（及び気候関連開示のプロトタイプ付録B）では、次のように記載されている
 - ▶ 産業に基づく指標は、企業の**ビジネスモデル**にあわせて、また、**特定のサステナビリティ関連リスク又は機会に関連させて、企業の活動に適用可能なもの（関連性のあるもの）**の開示が要求される
 - ▶ 活動に幅がある企業は、**複数の産業に適用可能な指標**を適用する必要がある場合もある

産業の識別における考慮事項 重要性とコネクティビティ

事務局による予備的な分析

- ❖ 産業を識別する際に、重要性（materiality）はどのように考慮されるのか。特に、複数の産業を営む企業は、企業に含まれるすべての産業につき開示が求められるのか

全般的要求事項のプロトタイプ

10	一般目的財務報告には、特定の報告企業の財務諸表及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある。
----	--

- ▶ 産業を識別する際の重要性の判断方法が明確ではないにもかかわらず、全般的要求事項のプロトタイプの第10項に示された定義を根拠とした重要性の判断のみに委ねた場合、比較可能性が大きく損なわれてしまう可能性がある。最低限の比較可能性を担保するため、何らかの仕組みやプロセスを基準上求めるべきではないか

全般的要求事項のプロトタイプ

21	<p>完全な1組のサステナビリティ関連財務開示は、利用者が、サステナビリティ関連財務開示と一般目的財務報告の他の情報との間に適用される可能性のある結合性（connections）、依存性及びトレードオフを理解できるように提供される。サステナビリティ関連財務情報の一部は、利用者に企業の事業に関する完全な描写を提供するために、財務諸表からの情報とともに一般目的財務報告の関連するセクションに配置できる可能性がある。具体的に要求される指標及び目標は、ガバナンス、戦略及びリスク管理に関する情報の開示を裏付ける（support）場合には、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する情報と一緒に開示することができる。</p>
22	<p>企業は、サステナビリティ関連財務開示を、他の情報とコネク特しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。</p> <p>(a)異なる情報間の関係を目立たせ、明確かつ簡潔に表示する。例えば、ある企業が、天然資源の利用、サプライチェーンの変化、重要な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会について説明する場合がある。その際、生産コスト、そのようなリスクを軽減するための戦略的対応、関連する研究開発への財務的投資への潜在的又は実際の影響を関連付ける必要があるかもしれない。また、この情報は、財務諸表の情報や、特定の指標及び目標に関連付ける必要があるかもしれない。</p> <p>(b)サステナビリティ関連のリスク及び機会が、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会を生み出す場合のトレードオフについて説明する。例えば、ある企業が、喫緊に炭素排出税のために事業を再構築する必要があるとする。この変化は、企業にとって重要な（significant）リスクとなり、今後数年間の雇用を大幅に縮小させる可能性がある。企業は、従業員の再教育、補償、再配置にどのように取り組んでいるかを開示する必要があるかもしれない。</p>

出典：TRWG「General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype」（事務局による翻訳）

事務局による補足

- ❖ 全般的要求事項のプロトタイプ第22項では、情報のコネクティビティが要求されている。これには、サステナビリティ関連財務情報と財務諸表に含まれる情報のコネクティビティも含まれる
- ❖ ここで、財務諸表ではセグメント情報の開示が要求されている。セグメント情報では、マネジメント・アプローチに基づく事業セグメントを基礎として、会計基準で定められたプロセスに従って報告セグメントを識別し、セグメント損益などの金額を開示することが求められる
 - ▶ セグメント情報の報告について、会計基準は数値基準を設けている

事務局による予備的な分析

- ❖ コネクティビティに係る要求事項を適用した結果、産業に基づく指標の開示にあたり選択された産業は、財務諸表のセグメント情報における報告セグメントと整合させる必要があるのか
 - ▶ 例えば、セグメント情報において3つの報告セグメントが開示されている場合、当該報告セグメントに対応する産業の選択が求められるのか
 - ▶ 原則としてセグメント情報との整合性が求められたとしても、重要性に関する判断の適用により、セグメント情報よりも多い又は少ない産業を選択することはあり得るのか
 - ▶ マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報は、比較可能性よりも目的適合性を優先しているとされているが、産業に基づく指標はセグメント情報よりも比較可能性を重視すべきということはないか。最低限の比較可能性を担保するために、どのような仕組み及び判断プロセスとすべきか

事務局による予備的な分析

- ▶ セグメント情報の開示と産業別の開示を連携させる場合、例えば、次のようなプロセスは考えられないか（イメージは次頁）

Step 1 : 財務諸表に開示されるセグメント情報における各報告セグメントにについて、少なくとも1つ、**関連する産業を識別**する

Step 2 : 報告セグメントに含まれない事業セグメントのうち、**質的に重要性がある事業セグメント**についても、**関連する産業**を識別する

Step 3 : Step 1 及びStep 2 で識別された産業について、「**産業に基づく指標**」を開示する

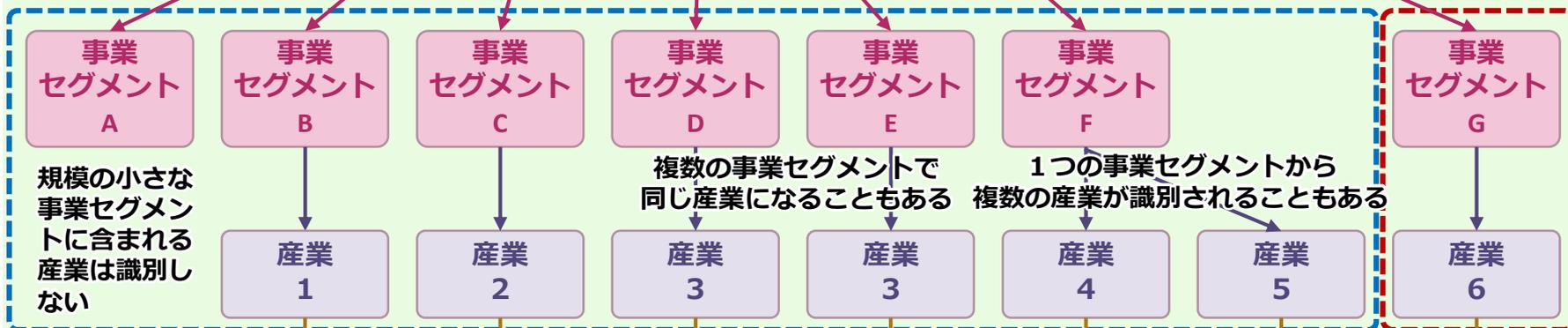
コネクティビティ(5)

事務局による予備的な分析

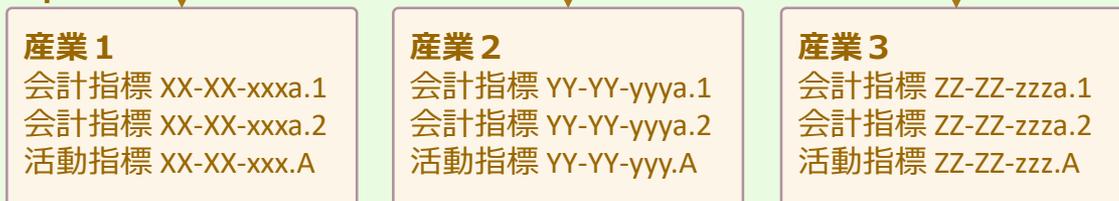
	報告セグメント			その他	計	調整額	財務諸表計上額
	××事業	××事業	××事業				
売上高							
外部顧客への売上高	××	××	××	××	××	—	××
セグメント間の内部売上高 又は振替高	××	××	××	××	××	××	—
計	××	××	××	××	× ^{質的に重要}	××	××
セグメント利益	××	××	××	××	××	××	××

Step 1

Step 2



Step 3



事務局による予備的な分析

- ❖ 識別された産業については、その産業について開示が要求される**すべての**「産業に基づく指標」の開示が求められるのか
 - ▶ 重要性の判断又はComply or explainアプローチにより、「産業に基づく指標」の一部について、開示しない理由を説明することで開示を省略することは認められないのか
- ❖ 「産業に基づく指標」について、**すべての**子会社のデータを集計すべきか。重要性の判断に基づき、一部の子会社のデータを除外することは可能か
 - ▶ 例えば、環境サステナビリティ基準を満たしていると第三者に認証された原材料の割合が企業グループ全体だと60%であるにもかかわらず、第三者認証を取得していない重要性のない子会社を集計から除外することで、63%として報告することは認められるか
- ❖ 関連会社はどのように扱うか
 - ▶ まったく集計に含めないのか、（財務会計における持分法のように）所有割合を乗じたうえで集計すべきなのか
- ❖ 質的な重要性はどのように判断すべきか
 - ▶ 例えば、企業が今後成長させることをコミットしている産業や、TCFD提言において気候変動のリスクが大きいとされた特定の産業については、質的な重要性があると言えるか

